

2019年7月16日

各位

株式会社佐賀共栄銀行

「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえた
預金規定の改定について

当行は、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、2019年10月から預金規定を改定いたします。

規定改定後は、新規取引時にお取引目的やお客さまに関する情報等を詳細に確認させていただく場合があります。また、既に取りのあるお客さまにおいても、お取引の内容や状況等に応じ、お客様のお取引の目的やお客さまに関する情報を、窓口や郵便等により再度ご確認させていただく場合があります。その際、各種確認資料のご提示をお願いする場合があります。

なお、当行が求める確認や資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合があります。

1. 対象となる主な預金規定

- 普通預金規定、貯蓄預金規定、納税準備預金規定
- 当座勘定規定
- 定期預金共通規定、総合口座取引規定、通知預金規、積立定期預金(目標設定型)規定、積立定期預金(自由型)規定、スーパー定期積金規定

2. 改定時期

2019年10月1日(火)より改定

3. 主な改定内容

普通預金規定について、以下の条項を新設・追加いたします。

また、普通預金規定以外の規定についても、同様の改定を行います。

□ 「取引の制限等」条項の新設(下線部を追加)

11. (取引の制限等)

- (1) 当行は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当行が認める場合、当行は当該取引の制限を解除します。

□ 「解約等」条項を一部追加・変更（下線部を追加・変更）

12. (解約等)

- (1) この預金口座を解約する場合には、この通帳を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一つにでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
 - ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第9条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

以 上

【本件に関するお問合せ先】

佐賀共栄銀行 事務統括部

TEL : 0952-22-2244